

令和 4 年度指導監査実施状況及び
令和 5 年度指導監査実施方針

令和 5 年 5 月

指導監査課

―目次―

I 令和4年度指導監査実施状況

1	指導監査の実施状況	・・・	1
2	運営指導の実施状況	・・・	1
3	主な指導対象事例	・・・	1
	【人員基準に関すること】		
	【運営基準に関すること】		
	【報酬に関すること】		
	【その他】		
4	集団指導の実施状況	・・・	2

II 令和5年度指導監査実施方針

1	基本方針	・・・	3
2	指導重点事項	・・・	3
	(1) 非常災害対策の徹底		
	(2) 虐待防止の取組みの徹底		
	(3) インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症含む）の感染症予防対策の徹底		
3	指導計画	・・・	3
	(1) 運営指導		
	(2) 集団指導		

【参考資料】

1	主な介護サービス事業所の種別と指定権者	・・・	4
2	介護サービス事業者に対する指導監督	・・・	4

I 令和4年度指導監査実施状況

1 指導監査の実施状況

指 導			監 査				
運営指導		集団指導	実地検査	改善勧告	改善命令	指定の効力の一時停止	指定取消
実施	改善指導						
53事業所	19事業所	1回	—	—	—	—	—

2 運営指導の実施状況

	運営指導実施事業所数	改善指導対象事業所数	改善指導件数	内 訳				
				人員基準に関すること	設備基準に関すること	運営基準に関すること	報酬に関すること	その他
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1	—	—	1	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型通所介護	15	11	23	1	—	19	3	—
認知症対応型通所介護	3	—	—	—	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	—	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	8	4	8	—	—	3	5	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	1	1	1	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1	—	—	—	—	—	—	—
居宅介護支援	20	2	2	—	—	2	—	—
介護予防支援	2	—	—	—	—	—	—	—
計	53事業所	19事業所	35件	2件	0件	25件	8件	0件

※令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、令和3年度に引続き従来からの事業所訪問に変えて、各総合支所等の会議室に会場を設け、運営指導を行った。

3 主な指導対象事例

【人員基準に関すること】

- ・ 人員の配置基準を満たしていないものがあった。(2事業所)

【運営基準に関すること】

- ・ 重要事項説明書に記載が必要な事項が記載されていなかった。(7事業所)
- ・ 運営規程に記載が必要な事項が記載されていなかった。(4事業所)
- ・ 水害、土砂災害等を想定した避難訓練を実施していなかった。(1事業所)

【報酬に関すること】

- ・介護報酬（加算）の算定にあたり、算定要件を満たしていなかった。（6事業所）
- ・介護報酬（加算）の算定にあたり、記録内容が不十分であった。（3事業所）

【その他】

- ・職場におけるハラスメント防止について、方針を従業員に周知・啓発していなかった。
(3事業所)

4 集団指導の実施状況

日 時	令和5年3月23日（木）～30日（木）
実施方法	オンライン講義（Y o u T u b e 動画視聴）形式
対 象	151事業所
受講報告	「やまぐち電子申請サービス」による受講報告
内 容	<p>1 令和4年度運営指導の状況及び留意事項について<指導監査課></p> <p>2 令和3年度介護報酬改定における経過措置に係る事項について <介護保険課></p> <p>3 運営推進会議の開催について<介護保険課></p> <p>4 介護予防・日常生活支援総合事業について<高齢福祉課></p> <p>5 高齢者虐待防止に向けた取組の推進について<高齢福祉課></p> <p>6 介護人材育成・確保支援事業について<介護保険課></p> <p>7 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について（資料配布のみ） <防災危機管理課></p>

II 令和5年度指導監査実施方針

1 基本方針

指導監査は、山口市地域密着型サービス事業所等指導監査要綱に基づくとともに、これまでの指導結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施することとし、事実の認定、適否の判断等に関しては、介護保険法その他の関係法令及び通知等に基づき、公正かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解のもと積極的な協力が得られるよう配慮する。

また、形式的・表面的な事項の指摘にとどまらず、問題点を把握し、その要因の解明と適切な是正改善の方策について具体的に明示し、対象となる地域密着型サービス事業者等の理解を得ながら運営水準の向上を図り、安定的、継続的に良質のサービスが提供できるよう、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度に指導監査の実施を予定している事業所については、県内の発生状況や事業所の要望・対応状況などに考慮しつつ、現実的かつ柔軟な対応を行う。

2 指導重点事項

- (1) 非常災害対策の徹底
- (2) 虐待防止の取組みの徹底
- (3) インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症含む）の感染症予防対策の徹底

3 指導計画

(1) 運営指導

(令和5年4月1日現在)

事業の種類	全事業所	令和5年度(案)	令和4年度	令和3年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3事業所	2事業所	1事業所	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	39事業所	11事業所	15事業所	12事業所
認知症対応型通所介護	8事業所	1事業所	3事業所	5事業所
小規模多機能型居宅介護	5事業所	3事業所	0事業所	2事業所
認知症対応型共同生活介護	22事業所	8事業所	8事業所	6事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9事業所	2事業所	3事業所	4事業所
看護小規模多機能型居宅介護	3事業所	2事業所	1事業所	—
居宅介護支援	54事業所	14事業所	20事業所	21事業所
介護予防支援	8事業所	4事業所	2事業所	2事業所
計	151事業所	47事業所	53事業所	52事業所

(2) 集団指導

令和6年3月実施予定

【参考資料】

1 主な介護サービス事業所の種別と指定権者

種別	指定権者	種別	指定権者
訪問介護	山口県	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	山口市
訪問入浴介護		夜間対応型訪問介護	
訪問看護		地域密着型通所介護 (定員18人以下の通所介護)	
訪問リハビリテーション		認知症対応型通所介護	
通所介護		小規模多機能型居宅介護	
通所リハビリテーション		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	
短期入所生活介護 (ショートステイ)		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (定員29名以下の特別養護老人ホーム)	
特定施設入所者生活介護		看護小規模多機能型居宅介護	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設		居宅介護支援	山口市
介護医療院	介護予防支援 (地域包括支援センター)		

2 介護サービス事業者に対する指導監督

介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、都道府県・市町村は、サービス事業者等に指導監督を行うこととされています。この指導監督には、次のとおり「指導」と「監査」があります。

指 導	介護サービスの質の確保及び保険給付（報酬請求）の適正化を図ることを目的として実施します。	
	形態	内容（山口市の場合）
	運営指導	事業所ごとに3年に1回の頻度で、指導を行う
	集団指導	年に1回、全事業者を対象に指導・講習を行う
監 査	サービス提供や介護報酬請求について不正や著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施します。指定基準違反等が認められた場合は、改善勧告や改善命令を出すことができます。これらの措置に従わない場合、介護サービス事業所としての指定の取消や効力の停止を行います。	